

支 払 基 金
平成 27 年 2 月 27 日

基本マスター（医科診療行為・医薬品）の新設予定コードについて

このことについて、平成 26 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 57 号において、平成 27 年 4 月 1 日から適用となるものについて、別添のとおりコードを新設する予定ですのでお知らせします。

なお、やむを得ず予定を変更する場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。